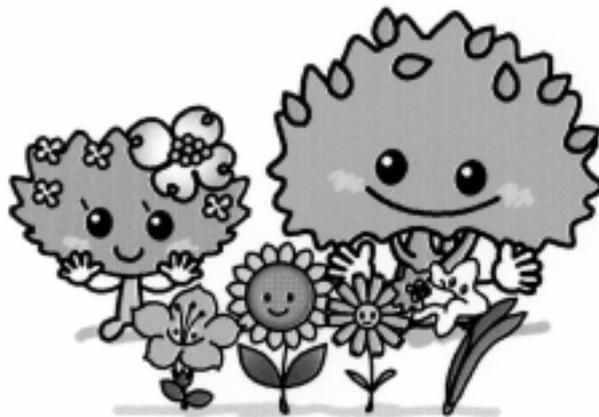


第7章．計画の実現に向けて



第7章．計画の実現に向けて



【第7章のポイント】

- ・計画の実現に向けて、「実施計画の策定と具体的まちづくりの推進」「庁内体制の整備」「市民参加の推進」「財源の確保」などに努めていきます。

(1) 実施計画の策定と具体的まちづくりの推進

実施計画の策定

本計画の内容に基づいて、その実現のための実施方針や実施計画（公園整備計画・地域別のみどりのまちづくりガイドプラン等）を順次策定していきます。

基本計画などへの位置づけ

実施計画の策定後は、西東京市の市政全般にわたる計画書である総合計画の中の「基本計画」や「実施計画」に位置づけ、予算の確保と事業化へ向けた取り組みを実行します。

市独自の条例や要綱策定、地区計画指定等の検討

みどりのまちづくりの実効性を担保するため、西東京市独自の条例や要綱などの策定・充実、地区単位のきめ細かなルールづくりである「地区計画の指定」等を検討していきます。

啓発・教育活動の推進

本計画の広報と周知を図る一方で、みどりのまちづくりに関するイベントの開催や教育活動・学習活動の充実などに努めます。

学校での環境教育など、若い世代にみどりのまちづくりの重要性を理解してもらうための取り組みも、教育委員会等と連携して推進していきます。



(2) 庁内連携の推進

庁内体制の整備

みどりのまちづくり推進のためには、庁内の横断的な連絡と調整が重要となるため、庁内の連絡会議などの機会を活用して、十分な横の連携に努めていきます。

市民意向の汲み上げのため、みどりのまちづくりに関係する窓口の充実にも努めます。

各種の計画等と連携した総合的取り組み

市では、環境基本計画をはじめ、みどりの基本計画と関連する計画を多く策定しています。また、ISO（国際標準化機構）による環境分野の認証を受けて、環境負荷の低減等に努

めています。

こうした各種の計画や活動との連携による総合的な取組みにより、みどりのまちづくりを進めていきます。

(3) 市民参加の推進

市民参加の機会拡大

具体的なまちづくりの推進にあたっては、情報の公開、代替案の提示、市民の自主的まちづくりの機会の提示など、さらなる市民参加の推進に努めます。

市民組織の育成

緑化や緑地保全のためのNPO（非営利団体）やNGO（非政府団体）など、市民組織を充実させていくことも重要な課題です。

行政は、市民組織の設立や充実のための支援策を検討・実行していきます。

市民組織に対しても、行政との連携や組織の充実のための努力を期待します。

市民と行政の「協働」の組織づくり

市民と行政が、共に協力し合いながらみどりのまちづくりを進めることが可能となるように、「協働」の組織づくりについても検討していきます。



(4) 財源の確保

緑化のための基金の充実

西東京市では、現在「まちづくり整備基金」を設置し、相当額の基金を積み立てており、計画的な活用を行うことで、みどりの保全に努めます。

補助制度の活用

公園緑地などの整備を、市単独事業のみで推進するには、財政的に困難な状況です。

公園や緑地整備に、都市計画事業としての位置づけをすることで、国や東京都等からの補助金制度を活用していきます。

公有化資金の拡充と創設

現行の補助制度のみでは、十分なまちづくりがなされ得ない面があります。

市独自の制度の新設や拡充に努める一方で、国や東京都などに対しても、「公有化資金制度の創設」など、施策の充実を要望していきます。

民間活力の活用

開発行為にあたっての公園や緑地の新設など、民間活力も活用し緑化を推進していきます。

その他の総合的取り組み

【関連制度の充実】

緑地保全や緑化推進のためのメニュー充実を国や東京都に要望したり、独自の施策の創設を市内部で検討するなど、関連制度の充実に努力します。

【周辺市との連携】

施設の共同利用、イベントの共催、情報交換など、周辺市と連携したみどりのまちづくりを推進していきます。